Helichrysum Mill. corr. Pers.	VOHEC0404	Volmary GmbH Kaldenhofer Weg 70, 48155 Muenster, Germany	第29872号 平成27年1月19日
Hypericum L.	KOLMASUN	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	第29845号 平成27年1月8日
〃	KOLMAREZON	〃	第29846号 平成27年1月8日
Lactuca sativa L.	SL-1411	山陽種苗株式会社 兵庫県姫路市神屋町6―65	第29877号 平成27年1月21日
Lentinus edodes (Berk.) Sing.	HS728	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町駅東町7番3号	第29873号 平成27年1月20日
Limonium Mill.	フジミサムライブルー	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋4丁目6番17号	第29870号 平成27年1月19日
Nemesia Vent.	INNEMGIRIM	株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第29871号 平成27年1月19日
Prunus persica (L.) Batsch	こがね名月（めいげつ）	株式会社天香園 山形県東根市中島通り1丁目34号	第29466号 平成26年8月26日
Rosa L.	ルージュリアン	青山由尚 愛知県田原市保美町南13	第29876号 平成27年1月21日
Rubus L.	シャロンズデライト	Board of Trustees of the University of Arkansas 2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas, USA	第29862号 平成27年1月13日
Solanum tuberosum L.	INFINITY	IPM Potato Group Limited Unit 412, Q House, 76 Furze Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland	第29868号 平成27年1月16日
Vaccinium L.	ノーマン	Board of Trustees of the University of Arkansas 2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas, USA	第29863号 平成27年1月13日
〃	サウザンスプレンダー	University of Georgia Research Foundation, Inc Boyd Graduate Research Center, Athens, Georgia 30602-7411 USA	第29864号 平成27年1月13日

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字倉洞六七三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四一〇〇の二六から四一〇〇の二八まで、四一〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町弓掛字ハザマ一四六の七、一四六の八

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町恩地字我門六八の一、六八の四、七〇、七一の一、七一の二、字野口一七五、一七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）